

手 数 料

| サービスの種類及び内容 | 手数料の額及び負担者 |
|--------------------------------------|---|
| 求人を受け付ける時の事務費用 | 2,000 円 手数料負担者は、求人者とします。 |
| 求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 30% 手数料負担者は 求人者とします。 |
| 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言 | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 40% 手数料負担者は 求人者とします。 |
| 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索 | 着手金 10,000 円 活動 1 日当たり 10,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 50% 手数料負担者は 求人者とします |
| 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 30% 手数料負担者は 関係事業主とします |

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

■ 返戻金制度について

弊社を介し就職した方が、入社後 3 ヶ月以内に本人都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に変換する制度を設けています。

入社 3 ヶ月以内に退職の場合 50%

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

許可番号 04 - ユ - 300064

事業所 株式会社 藤崎ビジネスサービス

所在地 仙台市青葉区一番町三丁目 1 番 8 号 4 階